

## 禁止等に関する法律

一、提案理由(平成二三年八月一〇日・参議院本会議)

東日本大震災により、多くの被災者が職を失い、あるいは生業の継続が困難となっております。加えて、東日本大震災を起因とするいわゆる二重ローン被害も深刻であります。

.....(略).....

三六一

以上が両法律案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

(平成二三年八月二三日)

.....(略).....

次に、東日本大震災関連義援金差押禁止法案は、東日本大震災に関する義援金の受給権及び被災者へ支払われた義援金について、差し押さえ禁止債権ないしは差し押さえ禁止動産とする

こと

を定めようとするものであります。

両案は、いずれも参議院提出に係るもので、去る十日本委員会に付託され、本日、参議院災害対策特別委員長から提案理由の説明を聴取し、採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。